

同等性を利用した有機製品の対カナダ輸出入に関するQ&A（2024年8月）

※変更内容 2023年8月：有機酒類を同等性に追加することによる変更

2024年8月：有機加工食品 JAS 改正に伴う変更

日本とカナダは 2015 年 1 月 1 日に発効された有機農産物及び有機農産物加工食品、2020 年 7 月 16 日に発効された有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品に関する有機同等性に加え、2023 年 8 月 31 日から有機酒類に関する有機同等性が発効されます。これら同等性の合意内容は、以下のとおりです。

※当該 Q&A においては、有機藻類を有機原材料として 5%以上使用した有機加工食品等（有機加工食品 JAS の 3.5「その他有機加工食品」に該当するもの）を有機藻類加工食品と言います。

Q 1) カナダと日本の「有機同等性」により、どのようなことが可能になるのですか。

A 1) 有機 JAS 又はカナダ有機規格により格付されている有機製品は、有機同等性の範囲内で、日カナダ両国で「有機」、「Organic」と表示して販売できるようになります。自国の第三者機関から認証されていれば、改めて相手国の制度に則した認証を受ける必要がなくなるため、お互いの国の有機市場への出荷が容易になります。

Q 2) 有機同等性により日本からカナダに輸出する有機製品に有機 JAS マークを表示してもよいですか。また、カナダから日本へ輸入する有機製品にカナダの有機マークが表示されていてもよいですか。

A 2) 有機同等性により日本からカナダへ輸出する有機製品及びカナダから日本へ輸入する有機製品いずれにも、カナダ有機マークと有機 JAS マークを併記することができます。なお、有機同等性下で取引される製品は、輸出先国の表示要件を満たさなければなりません。有機製品の表示要件については、以下のページに記載されています。

○カナダ

<https://inspection.canada.ca/food-labels/labelling/industry/organic-claims/eng/1623967517085/1623967517522?chap=5>

○日本

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html#kikaku

Q 3) カナダと日本の両方で販売する有機製品に「カナダオーガニックロゴ」と「有機 JAS マーク」の両方を表示することができますか。

A 3) 有機同等性は、両国間の輸出入を前提として、両国間の輸出入を促進するために日本－カナダ間で合意されたものです。

したがって、輸出されない商品に同等国の有機認証マークを添付することは、有機同等性の趣旨と異なるものであり、また、JAS 認証とカナダ有機認証のいずれも取得している事業者であると消費者等に誤認させてしまう可能性もあることから、輸出せずに国内で販売される有機製品に、同等国の有機マークを添付しないようお願いします。

Q 4) 有機同等性を利用して輸出入できるのはどのような有機製品ですか。

A 4) 有機農産物（きのこを含む。以下同じ。）、有機畜産物（J A Sで定める畜種に限る。）及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。酒類を含む。）で、①日本又はカナダで生産されたもの、②日本又はカナダで最終的に加工又は包装及び表示されたものです。また、②には、第三国産の有機 J A S 又はカナダ有機規格を満たした有機製品を日本又はカナダで包装し、包装又は製品自体に有機食品である旨の表示を行ったものを含みます。詳細は以下の参考の図をご確認ください。

参考：

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-324.pdf

Q 5) 認証事業者や登録認証機関が有機同等性に違反した場合、どうなりますか。

A 5) 違反の内容に応じ、農林水産省又は C F I A（カナダ食品検査庁）から相手国に報告され、それぞれの国の規制の下で措置が行われます。

同等性を利用してカナダ有機製品をカナダから日本に輸入する場合

Q 6) カナダ有機製品を日本に輸入するために、何が要求されますか。

A 6) カナダから日本へ輸入する有機製品は、カナダ有機として認証されたものであり、J A S 認証輸入業者が輸入する必要があります。また、日本国内で販売する際には、日本の有機表示要件（有機 J A S マークの適正使用を含む。）を全て満たさなければなりません。

Q 7) どのような製品に有機 J A S マークを付すことができますか。

A 7) 有機同等性により有機 J A S マークを付すことができるのは、カナダの有機規格 CAN/CGSB-32.310 に基づく有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。酒類を含む。）です。J A S の対象となっていない製品（蜂蜜等）や、J A S の対象となっても同等性の対象外である有機飼料については、有機同等性により有機 J A S マークを付すことはできません。Q 11 及び Q 12 をご確認ください。

Q 8) 有機 J A S マークを製品に貼付するにはどのような方法がありますか。

A 8) カナダの制度においては、カナダ内で流通する有機食品についてカナダ有機マークの貼付は任意ですが、J A S 制度においては、有機農産物、有機畜産物（J A S で定める畜種に限る。）及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。）を日本国内で「有機」、「オーガニック」と表示して販売するためには、J A S 認証輸入業者によって輸入され、有機 J A S マークが貼付されていなければなりません。（※）有機同等性により日本に輸入する有機製品に有機 J A S マークを貼付するには以下の 2 つの方法があります。

（※）有機酒類の表示規制は、2025 年 10 月 1 日から施行されます。

- 1 カナダの認証事業者が J A S マークの貼付を自ら行うことを希望する場合、J A S 認証輸入業者から有機 J A S マークの貼付の委託を受けることにより、自らカナダ国内で J A S マークを貼付し、J A S 認証輸入業者向けに出荷することができます。
- 2 カナダの認証事業者が J A S マークの貼付を自ら行うことを希望しない場合、J A S 認証輸入業者が日本において製品に J A S マークの貼付を行います。

Q 9) 有機同等性により有機製品を輸入する場合、どのような書類が必要ですか。

A 9) 有機同等性によりカナダから日本に輸入する有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。酒類を含む。）には、有機輸出証明書が添付されていなければなりません。有機輸出証明書は、生産場所及び認証機関の特定、有機同等性の条件を満たすことの証明並びに取引される製品の遡及に使用されます。カナダの有機輸出証明書の様式は、以下のページに掲載されています。

(証明書様式)

<https://www.inspection.gc.ca/organic-products/equivalence-arrangements/japan-overview/eng/1411058101057/1411058102166>

(証明書記載要領)

<https://www.inspection.gc.ca/organic-products/equivalence-arrangements/japan-overview/eng/1411058101057/1411058102166>

Q 10) カナダの認証事業者が日本向けの輸出証明書を手に入れるにはどうすればよいですか。

A 10) C F I A は、農林水産省の輸入証明書を C F I A の認証機関に共有する責任を持っているので、C F I A の認証機関から入手することができます。

同等性の対象外のカナダ有機製品をカナダから日本に輸入する場合

Q 11) カナダで有機認証された有機飼料を輸入した場合、日本国内での取扱いはどうなりますか。

A 11) カナダ及び日本はそれぞれ有機飼料の規格は定めていますが、有機飼料は同等性の対象外となります。

有機畜産物の J A S では、J A S で格付された有機飼料の入手が困難な場合にあつては、同等国で格付された有機飼料を使用することが可能となっています。

また、有機飼料の J A S においても、同様に有機 J A S 飼料の入手が困難な場合にあつては、同等国で格付けされた飼料を原材料に使用することが可能です。

上記の場合、C F I A の認証機関が発行する証明書が必要となります。

Q 12) 有機 J A S 対象外のカナダ有機認証品を輸入する際の留意点は何ですか。

A 12) 同等性を利用した輸入の場合は、輸入事業者は認証を取得する必要がありますが、同等性の対象外の製品を輸入する場合、有機 J A S 制度に基づく認証は不要です。以下の製品には、有機 J A S マークを貼付することはできません。

○カナダ規格 CAN/CGSB-32.312 に基づく有機製品

同等性の対象外である、有機農産物、有機畜産物（J A S で定める畜種に限る。）

及び有機加工食品については、有機表示することはできません。

同等性を利用して J A S 有機製品をカナダに輸出する場合

Q 13) 有機同等性によりカナダへ輸出できる有機製品の範囲と輸出に当たって遵守すべき事項は何ですか。

A13) 有機同等性によりカナダへ輸出できる有機製品は、有機 J A S の認証を受けて、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示した有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。酒類を含む。）です。有機加工食品の原材料の原産国に限定はありません。

また、認証輸入業者が、同等国（日本が同等性を認めた国をいう。）から輸入した有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品を、認証小分け業者が小分け包装した場合もカナダへの輸出が可能です。カナダへ輸出する場合は、カナダの表示要件（カナダ有機マークの適正使用を含む。）を全て満たしている必要があります、輸出時に、有機 J A S 登録認証機関の署名付きカナダ向け輸出証明書を添付する必要があります。

なお、カナダ有機マークを貼付するにあたっては、あらかじめ登録認証機関から外国格付表示業者の認証を受ける必要があります。

Q14) 転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物を原材料に使用した有機加工食品を有機同等性下でカナダに輸出することができますか。

A14) カナダは、転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物を原材料に使用した有機加工食品については認証の対象としていないため、有機同等性によりカナダに輸出することはできません。

Q15) 外国で生産された有機 J A S 製品は、有機同等性によりカナダに輸出できますか。

A15) 有機同等性により日本からカナダに有機製品を輸出するためには、①日本国内で生産されたもの、②最終的な加工又は包装及び有機食品である旨の表示が日本国内で行われたものです。したがって、外国で生産された有機 J A S 製品は、②に該当する場合のみカナダに輸出することができます。

Q16) J A S 認証事業者がカナダへ輸出するための証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A16) J A S 認証事業者は、有機 J A S 登録認証機関にカナダへ有機製品を輸出する意向があることを伝えます。有機 J A S 登録認証機関は、J A S 認証事業者に、輸出する有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。酒類を含む。）が J A S 格付されたものであるか、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示されたものであるか、カナダの表示要件（Q 2 参照）を満たしているか等について確認し、カナダへ輸出するための証明書を発行します。日本国内の全ての有機 J A S 登録認証機関はカナダへ輸出するための証明書を発行することができます。

登録認証機関はカナダ向けの輸出証明書を使用してください。輸出証明書様式については以下の URL から入手し、記入してください。

（証明書様式）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-320.pdf

（証明書記載要領）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-321.pdf

同等性対象外の有機製品をカナダへ輸出する場合

Q17) 日本国内で有機 J A S の対象となっていない有機製品について、カナダ国内で

有機表示を行って販売するにはどうすればよいですか。

A17) 蜂蜜等の有機 J A S 対象外の製品をカナダ国内で有機製品として販売するためには、C F I A が認定した認証機関からカナダ有機認証を取得する必要があります。

有機酒類の同等性の発効時期について

Q18) 2023 年 8 月 31 日の有機同等性の発効日とは何を意味するのですか。

- (1) 2023 年 8 月 31 日以前に生産された有機酒類も、有機同等性に基づき輸出／輸入できますか。
- (2) 2023 年 8 月 31 日以前に輸入された有機酒類も、有機同等性に基づき J A S マークを付することができますか。

A18) 日・カナダ有機同等性の下では、有機酒類については、発効日である 2023 年 8 月 31 日から証明書を発行することができるようになります。

- (1) 2023 年 8 月 31 日以前に生産された有機酒類であっても、2023 年 8 月 31 日以降であれば、証明書を発行し、有機同等性に基づき輸出／輸入することが可能です。
- (2) 2023 年 8 月 31 日以前に輸入され、輸入業者の倉庫で保管されている有機酒類については、記録をさかのぼって有機輸出証明書を発行できるのであれば、当該輸入業者が J A S 認証を取得し、当該有機輸出証明書を確認の上 J A S マークを付すことが可能です。
なお、輸入業者が既に出荷した有機酒類については、同等性に基づき J A S マークを付すことはできません。

Q19) カナダから輸入する有機酒類について、カナダとの有機同等性が発効した 2023 年 8 月 31 日以降は、有機酒類が「有機」等の表示規制の対象となる 2025 年 9 月 30 日までの間であっても有機同等性に基づき輸入し有機 J A S マークを貼付する必要がありますか。

A19) 2023 年 8 月 31 日以降、カナダから有機酒類を輸入する輸入業者による「有機」等の表示は、有機同等性に基づき有機 J A S マークを付して行う他、2025 年 9 月 30 日までは、廃止前の国税庁告示「酒類における有機の表示基準」に基づき行うことができます。

日本国内でのカナダ有機認証品への原料使用について

Q20) カナダ認証を受けている日本国内の事業者は、有機同等性を利用しないでカナダへ輸出するカナダ認証の製品、例えば、有機酒類、有機加工食品、または“made with organic”として表示される製品の原材料として J A S 格付された有機原材料を使用できますか。

A20) 日本国内で生産されるか、最終的な加工又は包装が日本国内で行われた J A S 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く。酒類を含む。）は、カナダ認証有機製品の原材料として使用することができます。

Q21) 日本国内のカナダ認証事業者の製品の原材料として、日本国内で生産された有機 J A S 認証の酒類が使用できるようになるのはいつからですか。

A21) 有機 J A S で格付された有機酒類については、2023 年 8 月 31 日から可能となります。